

広報紙掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、秩父市（以下、市）が発行する広報紙「市報ちちぶ」（以下、広報紙）に掲載する催しの案内の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報紙に掲載することができる催しは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市または市教育委員会が主催・共催・協賛・後援・推薦しているもの。ただし、後援等の場合は、掲載を希望する号の提出期限までに、市または市教育委員会の後援承認を受けていること
- (2) 市以外の官公庁が主催・共催・推薦している事業で、営利を目的とせず、市内で開催されるもの
- (3) 公共的団体または公共的施設が主催している事業で、営利を目的とせず、市内で開催されるもの
- (4) 団体の規則や事業計画書、収支決算書などを確認し、広報広聴課が掲載を妥当としたもの
- (5) 前各号に該当するもののほか、特に市民の便宜に供すると判断できるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 市の品位、公共性または公益性を損なう恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反すると認められるもの
- (3) 政治的、宗教的または選挙活動になるもの
- (4) 協賛や寄附などの金や物品を募ることを主な内容としているもの
- (5) 営利目的の宣伝または広告活動になるもの。ただし、有料広告の場合はその限りではない。
- (6) 個人の宣伝になるもの
- (7) 掲載意図および内容が明確ではないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報広聴課長が掲載を不相当と認めたもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 広報紙に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、次のとおりの優先順位を定める

- (1) 市が主催・共催・協賛・後援・推薦する催し
- (2) 市以外の官公庁および公共的団体が主催する市内の催し
- (3) 団体から掲載依頼がある、営利を目的とせず、市内で開催される催し

(掲載依頼方法)

第4条 市指定の掲載依頼書（広報広聴課窓口または市ホームページからダウンロード可）

に必要事項を記入の上、原稿案を添えて窓口・メール・FAX・郵送にて広報広聴課へ提出する。

- 2 提出期限は、掲載希望月の2か月前の月末とする。ただし、1月号のみ提出期限は、11月20日（土・日の場合は直前の開庁日）とする。郵送で提出する場合は、提出期限必着とする。

（掲載内容）

第5条 掲載内容は、原則として次のとおりとし、写真はスペースに余裕が出た時のみとする。

- (1) とき（開催日・開催時間）
 - (2) ところ
 - (3) 参加費
 - (4) 定員
 - (5) 申込方法
 - (6) 問い合わせ先
- 2 催しの開催日・申込期限が市報発行日（通常10日、1月号のみ1日）から8日以上経過した日付とする。
 - 3 掲載する内容は、団体の常任メンバーを募集するものではなく、広く一般の方を対象に開催する催し等の記事に限定する。
 - 4 サークル等の練習・稽古場は、原則公的施設とし、個人宅は原則として認めない。
 - 5 同一内容の掲載依頼は、年1回を限度とする。
 - 6 同一団体が主催する催しの掲載回数は、年間4回を上限とする。ただし、市主催・共催・推薦する事業に関してはこの限りではない。
 - 7 記事の内容によっては、団体の規則や事業計画書、収支決算書などの提出を求める場合がある。

（了解事項）

第6条 掲載依頼者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を市ホームページ等に掲載すること
- (2) 団体の規則や事業計画書、収支決算書などの提出を求められたら、それに応じられること
- (3) 掲載の可否および掲載希望月の変更については、広報広聴課に一任すること
- (4) 掲載内容について問い合わせに対し、誠実に対応すること
- (5) 原稿内容を、広報広聴課において編集すること

附則

この基準は、平成31年2月1日から施行する。

この基準は、令和6年6月27日から施行する。